

令和6年度業務仕様書

- 1 業務名 須賀小学校地域拠点施設基本設計業務委託
- 2 履行場所 宮代町大字須賀1425番1
- 3 実施金額 金 円 (但し、業務価格 金 円)
- 4 変更実施額 金 円 (但し、業務価格 金 円)
- 5 差引増減金額 金 円
- 6 工事の概要、起工理由

工事の概要	基本設計及び解体設計 一式
起工理由	須賀小学校再整備に伴う基本設計及び解体設計

内 訳 明 細 書

No.	名 称	仕 様	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
1	基本設計業務						
	I 基本設計業務						
	1 条件整理			人			
	2 法令上の諸条件の調査及び関係機関との打合せ			人			
	3 上下水道等インフラの調査及び関係機関との打合せ			人			
	4 基本設計方針の策定、発注者への説明			人			
	5 基本設計図書の策定			人			
	6 工事概算費用の作成			人			
	7 基本設計内容の報告			人			
	直接人件費計			人			
	諸経費			%			
	技術料等経費			%			
	計						
	II その他業務報酬						
	1 透視図作成(鳥瞰1枚、外観1枚、内観2枚)	A3版	4.0	枚			
	2 合意形成等の会議出席、関係者等への意見聴取、 地域拠点施設整備の周知		1.0	式			
	3 ボーリング調査		4.0	箇所			
	計						
	小計						
	端数調整						
	業務価格						

内 訳 明 細 書

No.	名 称	仕 様	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
2	解体設計業務						
	I 解体設計業務						
1	第1校舎棟 (2,351㎡)			人			
2	第2校舎棟 (931㎡)			人			
3	第3校舎棟 (1,218㎡)			人			
4	第4校舎棟 (521㎡)			人			
5	プール棟 (810㎡)			人			
6	浄化槽、変電室、機械室			人			
7	物置、駐輪場、渡り廊下等			人			
8	屋内運動場(1,003㎡)			人			
	直接人件費計			人			
	諸経費			%			
	技術料等経費			%			
	特別経費	アスベスト分析調査等					
	計						
	端数調整						
	業務価格						

須賀小学校地域拠点施設基本設計業務仕様書

本仕様書は、宮代町が委託する宮代町須賀小学校地域拠点施設基本設計業務を行うにあたって必要な事項等を示したものである。

1 業務の目的

本業務は、須賀小学校地域拠点施設の整備を行うにあたり、基本構想及び基本計画に基づき、市民や関係者等から広く意見を聴取しながら、小学校及び地域コミュニティ施設、学童保育などを含む複合施設として、真に有益な施設となるよう、また防災や災害時の拠点としての機能強化が図られるよう、須賀小学校地域拠点施設基本設計を作成する業務である。

2 業務期間

契約締結の日から令和7年1月31日

3 業務場所

宮代町内

4 業務の範囲

(1) 建築設計

①建築用途

- ・小学校：校舎、体育館及び屋外運動場
- ・学童保育所
- ・地域コミュニティ施設：住民交流及び活動施設

※地域防災拠点としての機能を兼ねる。

※既存小学校体育館跡地における駐車場の設計も含む。

②建築予定地 須賀小学校敷地内（宮代町大字須賀1425番1）

③想定延べ床面積 6,363㎡

④敷地面積 13,397㎡

(2) 解体設計

①敷地内の既存学校施設

②須賀小学校体育館

※中学校体育館と一体施設。減築（分離）にかかる設計も含む。

(3) 建築敷地ボーリング調査

5 業務の実施

- (1) 受託者は、業務の実施にあたり、本仕様書に基づくとともに、関係法令等を遵守すること。
- (2) 受託者は、業務の実施にあたり、建築士法（昭和25年法律第202号）による一級建築士の資格を有する技術者を配置すること。
- (3) 受託者は、業務の実施にあたり、委託者と協議を行い、その意図や目的を十分に理解した上で適切な人員配置のもとで進めること。
- (4) 受託者は、本業務の遂行において知り得た個人情報等を他人または外部に漏らさないこと。

6 工事費の概算

当該事業における工事費は、建築費の他、解体費、外構費、設備費、備品費等を含め40億円以内を想定している。その範囲内に収まる設計を行うこと。さらに配置を含めて整備費用を削減できるプランがあれば期待したい。

7 業務の理解

基本設計の作成にあたっては、須賀小学校地域拠点施設を地域の皆さんにとって真に有益な場、地域の皆さんが集まり、新たなつながりや活動が生まれる場とするために、教職員や児童をはじめ、関係者の声を丁寧に聞きながら創り上げていくことが必要である。また、市民・行政・議会とも連携を図りながら合意形成を進めていくこと必要である。

このことから、以下に掲げる事項について十分理解し、業務にあたるものとする。

- (1) 受託者は基本設計を作成するにあたり、町が主催する会議及び庁内の合意形成を行う「自治体経営会議」にアドバイザーとして参加し、助言を行い、必要に応じて技術資料・イメージ図などを提供することにより、効果的な検討となるよう協力するとともに、意見聴取を行うこと。
- (2) 受託者は基本設計を作成するにあたり、第5次宮代町総合計画（令和3年3月）及び宮代町公共施設マネジメント計画（令和4年3月）、須賀小学校地域拠点施設基本構想（令和5年6月）、須賀小学校地域拠点施設基本計画（令和6年3月）の内容について十分に認識し、これらの内容に基づいた基本設計を作成すること。
- (3) 受託者は、基本構想及び基本計画に込められた地域の思いを汲んで基本設計を策定すること。
- (4) 施設が多機能化に伴い、庁内の関係部署が多岐にわたるため、受託者は総合的にも、また個別的にも調整をはかること。
- (5) 基本設計作成の各検討段階において、必要に応じてイメージ図の他、ボリューム模型・ブロック模型・ディテール模型などを使用し、常に一般市民にも分かりやすい説明を意識すること。

- (6) 将来にわたって町民に過度な負担がかからないように、イニシャルコスト及びランニングコストの抑制に配慮した提案とすること。

8 業務計画書の提出

- (1) 受託者は、契約締結の日から 10 日以内に「業務計画書」を発注者に提出し、承諾を得ること。

- (2) 「業務計画書」には、次の事項を記載すること。

- ①検討する業務内容
- ②業務遂行方針
- ③業務の詳細工程
- ④業務実施の組織体制
- ⑤統括責任者（主任技術者）、担当技術者一覧表及び経歴書
- ⑥業務フローチャート
- ⑦打合せ計画
- ⑧その他発注者が必要とする事項

- (3) 前項に定める事項に追加又は変更が生じた場合は、速やかに発注者に文書により届出を行い、承認を得ること

9 業務内容

受託者は、宮代町の上位計画や関連計画等と整合を図り、「須賀小学校地域拠点施設基本構想」及び「須賀小学校地域拠点施設基本計画」を基に基本設計を行うものとする。

- (1) 基本設計

- ①条件整理
 - ②法令上の諸条件の調査及び関係機関との打合せ
 - ③上下水道等インフラの調査及び関係機関との打合せ
 - ④基本設計方針の策定、発注者への説明
 - ⑤基本設計図書の作成（外構工事を含む）
 - ⑥概算工事費用の作成
 - ⑦建替え手順（スケジュール）
 - ⑧その他基本設計にあたって必要となる事項
- ※既存建物の解体設計及びボーリング調査を含むものとする。

- (2) 基本設計のプロセス

- ①合意形成等の会議への出席

町が主催する会議及び自治体経営会議等（会議資料作成、アドバイザーとして出席）

- ②必要に応じた関係者等への意見聴取

管理者や教職員、利用者等の立場に立った学校施設、地域コミュニティ施設、防災機能等の検討

③地域拠点施設整備の周知

地域拠点施設整備の進捗状況等の地域への周知

1 0 成果品

各業務の成果品は、次に掲げるものを各 2 部提出するものとする。(別途電子データも提出すること。※ワード及びエクセル編集が可能であること)

- ①須賀小学校地域拠点施設基本設計及び解体設計一式 (特記仕様書による成果物)
- ②設計業務の過程において作成した成果物
- ③その他必要な書類一式

1 1 注意事項

- (1) 受託者は、業務上知り得た個人情報等の秘密を他人に漏らしてはならない。業務終了後も同様とする。
- (2) 受託者は、業務を円滑に遂行するために、逐次委託者と連絡調整を行わなければならない。
- (3) 業務完了後、受託者の責任に帰すべき理由による成果物の不良箇所が発見された場合は、受託者は速やかに委託者が必要と認める訂正、補正、その他必要な措置を行うものとし、これに対する経費は受託者の負担とする。

1 2 その他の事項

(1) 打合せ等

業務の実施にあつては、発注者と十分打ち合わせを行い、作業を進めることとする。また、打ち合わせ後は打合記録を作成し、発注者の確認を取るものとする。

(2) 著作権等

本業務のために作成した図書等の著作権、著作権は発注者に帰属するものとする。

(3) 疑義の解釈

本仕様書に定める事項の解釈について疑義が生じた場合、または本仕様書に定めのない事項については、必要に応じて、発注者と受託者が協議の上、これを定めることとする。